

海洋構造物用高張力圧延鋼材に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編, M 編及び P 編

鋼船規則検査要領 K 編及び M 編

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

海洋構造物用高張力圧延鋼材に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 W16(Rev.2)には、海洋構造物等への使用を想定した構造用調質高張力圧延鋼材の材料規格及び出荷時の試験に関する要件が規定されている。

当該統一規則は、2004 年の改正以来、大きな改正は行われていなかったことから、IACS では、海洋開発分野で適用されている国際規格に基づき、規格値等の見直しを行い、現行の W16 で規定する強度レベルを超える高強度材の使用が進められている現状を踏まえ、降伏強度又は耐力の規格最小値が 890N/mm^2 を超える鋼材を適用対象に含めることとした。

併せて、現行の統一規則では明記されていなかった製造方法の承認に関する要件については、船体用圧延鋼材に関する要件を定める IACS 統一規則 W11 を参考に、新たに承認時の試験等に関する要件を追加し、2016 年 3 月に IACS 統一規則 W16(Rev.3) として採択された。

このため、IACS 統一規則 W16(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 鋼材の化学成分及び機械的性質の規格値を改めた。
- (2) 出荷時の試験及び検査に関する要件を改めた。
- (3) 製造方法の承認時の試験及び検査に関する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 K 編 1.4.2, 1.5.1, 1.5.2, 3.1.9, 3.8, 3.8.1, 3.8.2, 3.8.3, 3.8.4, 3.8.5, 3.8.6, 3.8.7, 3.8.11, 表 K3.27, 表 K3.28, 表 K3.29, 表 K3.30, 3.11.1, 表 K3.35

鋼船規則 M 編 2.1.1, 2.4.1, 表 M2.1, 4.1.3, 4.1.4, 表 M4.4, 図 M4.2, 図 M4.3, 4.2.3, 表 M4.6, 表 M4.9, 表 M4.10, 4.2.10, 4.3.8, 4.4.7, 6.9, 6.9.1, 表 M6.58

鋼船規則 P 編 2.2.1, 表 P2.1, 表 P2.2, 図 P6.3, 図 P6.4

鋼船規則検査要領 K 編 K3.1.4, 図 K3.1.4-1., 図 K3.1.4-2., K3.1.9, K3.8

鋼船規則検査要領 M 編 M5.1.1

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 1 編 1.2.2, 1.4.1, 1.4.2, 表 1.1-1., 表 1.1-2., 表 1.1-3., 表 1.1-4., 表 1.1-5., 表 1.1-6., 表 1.1-7., 表 1.1-8., 表 1.1-9., 図 1.1-2., 1.5.1, 1.5.2